

参考1

## 福島県地域福祉支援計画（案）（答申案）への意見への対応

整理番号	計画（案）ページ番号	該当箇所	計画（案）（答申案）への意見	理由	対応	備考
1	9P 3行目	第2章 地域福祉を取り巻く状況 1 地域社会の状況 (3)地域社会及び家庭の変容	「 <u>少子高齢化・人口減少社会が進行し、</u> → 「 <u>少子高齢化・人口減少社会が進み、</u> 」		頂いた御意見について検討しましたが、記載はこのままといたします。	遠藤恵美子 委員
2	9P 3行目	第2章 地域福祉を取り巻く状況 1 地域社会の状況 (3)地域社会及び家庭の変容	「 <u>生活形態等に大きな変化がもたらされています。</u> 」 → 「 <u>生活形態等が大きく変化しています。</u> 」		御意見のとおり修正します。	遠藤恵美子 委員
3	9P 5行目	第2章 地域福祉を取り巻く状況 1 地域社会の状況 (3)地域社会及び糧の変容	「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急増する一方で、地域福祉の担い手として期待される若い世代が、減少しています。また、世帯の核家族化もみられ、ひとり親世帯も増加傾向にあり家庭内での支援力も薄れています。」 → 「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急増する一方で、地域福祉の担い手として期待される若い世代が、減少している中、逆に世帯の核家族化、一人親世帯など増加傾向にあり」		頂いた御意見について検討しましたが、記載はこのままといたします。	遠藤恵美子 委員
4	16P 6行目	第2章 地域福祉を取り巻く状況 1 地域社会の状況 (4)福祉制度の改革	「たとえ障がいがあっても、」の表記を削除する。		御意見のとおり修正します。	遠藤恵美子 委員

# 福島県地域福祉支援計画（案）（答申案）への意見への対応

参考1

整理番号	計画（案）ページ番号	該当箇所	計画（案）（答申案）への意見	理由	対応	備考
5	22P 1行目	第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念	基本理念において、めざすべき社会として、「憲法や各種条約の理念にのっとり、すべての人に人権が保障された社会」という内容も盛り込んでほしい。	<p>素案の際に記載したことと同じです。</p> <p>意見に対するご回答はいただきましたが、記載しないことの原因になっていないと感じました。</p> <p>そもそも本計画は福祉法108条に基づき策定される地域福祉のための計画であり、かつ福祉に関連する個別計画の「上位計画」として位置づけるものとされています。</p> <p>特に福祉分野における人権尊重の重要性・必要性から憲法や条約の理念に基づく人権が保証されることが明記されるべきと考えます。</p> <p>もともと、計画の性格・位置づけにおいて、SDGsの趣旨を尊重することが明記されたことは評価します。</p>	<p>基本理念については現行計画の理念を引き継ぎつつ、地域共生社会の実現に向けた視点を加え、記載したところです。</p> <p>本計画において「虐待防止の取組推進」や運営適正化委員会での苦情処理等権利救済に関する内容を記載しております。</p> <p>なお、人権の尊重については、うつくしまユニバーサルデザイン推進計画において、ふくしま型UDの思想の基本的な視点として位置づけられており、具体的な施策の中に虐待対応や障がい者の権利擁護についても記載されているところです。</p> <p>委員の御指摘は貴重な御意見として、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	倉持恵委員
6	27P 26行目以降	第4章 施策の方向 2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	共通して取り組むべき事項の中に、権利救済の項目を盛り込むべき。	<p>素案の際に記載したことと同じです。</p> <p>意見に対するご回答はいただきましたが、現状の個別的救済制度では救われない問題が多数あることから改めて意見を述べます。</p>	<p>本計画においては、権利救済という項目は立てておりませんが、本計画において「虐待防止の取組推進」や運営適正化委員会での苦情処理等権利救済に関する内容を記載しております。</p> <p>なお、人権の尊重については、うつくしまユニバーサルデザイン推進計画において、ふくしま型UDの思想の基本的な視点として位置づけられており、具体的な施策の中に虐待対応や障がい者の権利擁護についても記載されているところです。</p> <p>権利救済の充実に向けて、委員の御指摘は貴重な御意見として、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	倉持恵委員

# 福島県地域福祉支援計画（案）（答申案）への意見への対応

参考1

整理番号	計画（案）ページ番号	該当箇所	計画（案）（答申案）への意見	理由	対応	備考
7	27P 28行目  27P 35行目	第4章 施策の方向 2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通し取組むべき事項 (5)様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携	○ 様々な課題を抱える人でははっきりしない。具体的に記載した方がよい。  ○ 福祉以外の分野との連携も必要では。具体的な表現はないですか。		様々な課題とは、社会的孤立や経済的な困窮 虐待、ひきこもり、子育て不安等、日々の暮らしをめぐる困りごとや生きづらさなどとされています。 脚注として表記いたします。 福祉以外の分野との具体的な連携につきましては、28P11行目から記載のとおり(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等地域の活性化)との連携を想定しております。	渡部孝二 委員
8	35P 7行目	第4章 施策の方向 2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通し取組むべき事項 (5)共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開	○ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サービスの充実に向けた取組を市町村と連携して支援します。 ○ 共生型サービス等は市町村と連携して支援とありますが、現実的に市町村があまり理解していないことと、横断的なので他の分野理解も必要なのでここに入れ、利用する側と受け入れる側への説明となるようにしてほしい。	今後、移行への支援が少なくなると思われるため。	委員の意見を踏まえ、35P15行目以降を以下のとおり修正します。  ○ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サービスの充実に向けて、市町村において共生型サービス制度及び高齢者と障がい児者のそれぞれのサービス制度の理解が深まるよう支援してまいります。	渡部孝二 委員

# 福島県地域福祉支援計画（案）（答申案）への意見への対応

参考1

整理番号	計画（案）ページ番号	該当箇所	計画（案）（答申案）への意見	理由	対応	備考
9	38P 28行目	第4章 施策の方向 2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進 高齢者や障がい者、児童に対する虐待への適切な対応 現状と課題	○ 高齢者や障がい者、児童に対する虐待は、家庭や施設および就労先等の閉鎖的閉鎖的な空間で行なわれていることが多いことから、発見しにくく、深刻になる場合もあります。 「閉鎖的閉鎖的な空間」になっているため閉鎖的な空間に修正していただきたい。 家庭や施設の間「教育現場」を加えていただき、「家庭や教育現場や施設および」としていただきたい。	保育現場、学校現場において安易な強制に頼る不適切な対応や指導があり、解決にむけてケーススタディなども行われていないようです。 また発達障害児も増加しておりますので虐待はオープンにし防止に努めていただきたい。	御意見のとおり修正します。  38P33行目を以下のとおり修正 「閉鎖的閉鎖的な空間」 → 「閉鎖的な空間」  38P32行目を以下のとおり修正 「高齢者や障がい者、児童に対する虐待は、家庭や施設及び就労先等の閉鎖的な空間で行われていることが多いことから」 → 学校現場等での不適切な対応や指導については、関係法令の規定により、福祉による対応ではなく、教育関係やその他の対応が優先されることが想定されることから、「学校現場」の記載については、行わないことといたします。 なお、委員の御提案につきましては、貴重な御意見として、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	石川弘美 委員
10	48P 24行目 49P 16行目	第4章 施策の方向 4 地域福祉を担う人づくり (4) その他の福祉人材の確保	民生委員のなり手不足を解消するため福祉協力員(委員)制度を新設出来ないか。		民生委員につきましては、なり手の不足や欠員が生じているところであります。 委員の御提案につきましては貴重な御意見として、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	篠原清美 委員

# 福島県地域福祉支援計画（案）（答申案）への意見への対応

参考1

整理番号	計画（案）ページ番号	該当箇所	計画（案）（答申案）への意見	理由	対応	備考
11	50P 10行目	第4章 施策の方向 4 地域福祉を担う人づくり (4)その他の福祉人材の確保 ボランティア育成と福祉教育	県社協、市町村社協は多忙のため、既存のボランティア団体への育成と援助が必要。 また、ボランティア人口の高齢化と減少などがあり必要。		ボランティア団体の育成と援助につきましては、市町村社会福祉協議会において、NPO法人を含むボランティア団体の立ち上げ支援を行っております。 引き続き、社会福祉協議会を通じたボランティア団体の育成を支援してまいります。 委員からの御提案は貴重な御意見として、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	渡部孝二 委員
12	59P 12行目	第4章 施策の方向 7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応 (3)新型コロナウイルス感染症などへの対応 社会福祉施設等への感染予防等の支援	・計画(案)(答申案)への意見 「現状と課題」の1つ目の○:感染予防対策の徹底と物品の確保と備蓄について記載されていますが、記載文に続けて、「また、その使い方についての実習を含めた研修が必要です。」と、加えて頂きたいです。	何をどのように使うかということが体感されていないと、総論で終わってしまいます。 医療と介護の感染対策の認識の違いは大きく、在宅療養ではその違いが感染リスクの拡大に大きく関与していると思います。 感染予防には、日常業務での具体的なガウンテクニックを含めた研修が必須であると思います。	御意見のとおり修正します。	原寿夫 委員

参考1

## 福島県地域福祉支援計画（案）（答申案）への意見への対応

整理番号	計画（案）ページ番号	該当箇所	計画（案）（答申案）への意見	理由	対応	備考
13	59P 20行目	第4章 施策の方向 7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応 (3) 新型コロナウイルス感染症などへの対応 社会福祉施設等への感染予防等の支援	・計画(案)(答申案)への意見 「現状と課題」の2つ目の○:クラスター対応等記載されていますが、記載文に続けて、「さらに、感染拡大防止へのケアプランの活用等積極的対応が求められています。」と、加えて頂きたいと思います。	<p>介護関連施設も含め、あらゆる社会保障制度におけるサービスメニューが多様化しています。</p> <p>施設はより在宅生活に近く、在宅療養は介護者の負担軽減も含め一時的に施設を利用したりしているのが現状です。</p> <p>このことは、学校でインフルエンザが流行したときの時間短縮と休校の違いを考えると、わかりやすいと思います。</p> <p>感染者を集めて感染機会を設けて帰宅させるのが時間短縮、通所系サービスや短期入所です。</p> <p>感染を断つには休校によって感染の機会を設けない、利用者を集める通所系サービスや短期入所を一旦中止し、ガウンテクニックの研修を受けた訪問介護等、利用者は家から出ずに済むメニューを提案するくらいのケアマネが居て頂ければと思います。</p> <p>一人暮らし等で自宅が困難な利用者は、感染症が落ち着くまで入所に変更することも必要ではないでしょうか。</p> <p>しかし、現実はそうではありません。現行のサービスの継続を求められています。よって、せめて感染リスクのある職員と利用者の過去2週間の行動歴を確認する予防的対応が求められるのですが、職員は“記憶”に頼らざるを得ませ。しかし、利用者はケアプランの“記録”で確認できます。</p> <p>感染症の治療は医療ですが、生活者である利用者の感染予防は介護や福祉の積極的関与が不可欠であると思います。</p>	御意見のとおり修正します。	原寿夫 委員